

国民年金 学生納付特例制度のご案内

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の学生が対象となります。必要に応じて利用してください。

▶ 学生納付特例制度とは？

所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

★河合塾大学受験科生も学生納付特例制度の対象となります。

★所得のめやす

申請者本人の所得が

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

で計算した額以下の場合（家族の方の所得の多寡は問われません）。

▶ 保険料の追納（後払い）について

学生納付特例を受けた期間は、将来受ける老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

猶予された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するためには、追納が必要です。

（ただし、特例承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

▶ 申請方法

河合塾窓口では手続きできませんので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で申請してください。郵送申請もできます。

なお、申請は毎年必要ですので注意してください。

国民年金および学生納付特例制度についての詳細は、年金事務所または市区町村の国民年金担当窓口にお問い合わせください。